

書〔A〕

捉おきて

一従ごこう御公儀うぎょ前々被おおせ仰出あがしゆ候り御制禁せいきん、并ならびに對ほんがん一本山とうざん・当山とうざん御ご批判狀之趣おもひき堅可かたくあい相守あいもせるべき事

一金欄地御補任頂戴不おもひきレ申もうさず着用之山伏やまぶし、急度可きつとくせ為ごとたるべく曲事きくじ一候り、且かつ又修驗道修行之儀者またしやげんどう、従ご古來こら一定置候外いより二、新法成事さだめおき」仕間ほか敷事ほが

敷事

一入峯之儀こらいのごとく、如けないなく古來あいつとむべし無なき解怠けだま可あい相そう勤だんをとけ、山伏弟子取申儀有あい之あり候はハよ、遂はつと相談そうだん、御法度之宗旨しゅうしゅう井いの従ご御公儀うぎょ御構おかまい穿人の（牢）、欠落者かけ落ちもの坏能なきどくよく致みいなし吟味たしかなる、慥成者あいきまつり二相極うけじよう候はハよ、急度請状ひきよじょうを取つかまつるべき、契約つかまつるべき可あ仕む事

一行者講ぎょうじやこう其外會合之時節そのほか」着座之儀者ちやくざ、入峯度數先官どすうせんかん次第これあり、年行事以げちをもつて下知じき一座次可あい仕む、直同行じきどうぎょう者者國々式法こくこくしきほうニ可あい仕む也よ、尤もつとも喧けん咤か口論わたくしのけん以あもつて私わたくし權威けんゐ相奪あらはす、不可ひいきへんばある有あ蟲む」肩偏頗そのうえか、其上過とおり言儀有間あるまじく敷候ほが

附つけたり衣食其身飾之事そのぶげんにしたがい、隨隨其分限そのぶんげん、美麗成儀仕間敷事びれいなる

一本山いっとう統御法度之儀者ひとりもの、従せん先規きより被さだめおかね定置とおり候いまとつてそうい通とおり、以いまもつて今相違有いとがち間敷候ほが、壻人者ふしんなるもの其外不審成者よしむなるもの一夜之よの宿借申間敷事やどかし右之条々堅かなく可あい相守まもるべし、此旨このむね若違もし犯とむがら輦これあるにおいて於レ有あレ之こと者者、可けんかにしよせらるべし被さうじよう處げち嚴科くだんのこど、仍勝仙院僧正御下知げち如じ件じ可あ被あ處げち嚴科くだんのこど、仍勝仙院僧正御下知げち如じ件じ

延宝四丙辰年九月七日

村井宮内くない(花押) 内藤兵部ひょうぶ(花押)